

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の運営に支障が生じている市内で事業を営む事業者に、事業の維持又は継続のための支援として、支援金を交付します。

1 支援金の交付対象

市内に本店又は主たる事業所を置く法人又は個人事業者で、支援対象業種のいずれかを営み、かつ、申請要件を全て満たすもの

【支援対象業種（以下の日本産業分類に該当する業種）】

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ①大分類C - 鉱業、採石業、砂利採取業 | ⑧大分類K - 不動産業、物品賃貸業 |
| ②大分類D - 建設業 | ⑨大分類L - 学術研究、専門・技術サービス業 |
| ③大分類E - 製造業 | ⑩大分類M - 宿泊業、飲食サービス業 |
| ④大分類G - 情報通信業 | ⑪大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業 |
| ⑤大分類H - 運輸業、郵便業 | ⑫大分類O - 教育、学習支援業 |
| ⑥大分類I - 卸売、小売業 | ⑬大分類P - 医療、福祉 |
| ⑦大分類J - 金融業、保険業 | ⑭大分類R - サービス業（他に分類されないもの） |

※政治・経済・文化団体又は宗教を除く。

【申請要件】 以下①～⑤の全てを満たしていること

- ① 支援対象事業を営んで事業収入を得て、申請日時点においても事業を継続しており、かつ、支援金受領後も事業を継続する意思があること
- ② 対象期間（令和3年11月～令和4年3月）内のいずれかの月（選択月）の事業収入が基準期間（平成30年11月～令和3年3月）内の選択月と同一の月（基準月）の事業収入に比べて、自らの事業判断によらず**15%以上**の割合で減少していること。
- ③ 市税等の滞納がないこと
- ④ 黒石市暴力団排除措置要綱第2条第8号に規定する排除措置対象者でないこと
- ⑤ **以下の補助金を受けていないこと**
「黒石市燃油価格高騰対策支援金」、
「黒石市飲食宿泊業事業継続緊急支援金」、
「事業復活支援金（中小企業庁）」、
「黒石市米価下落対策農業者支援金」

2 支援金の交付額

1事業者につき**20万円**（定額） ※1回限り

3 申請期間、申請方法

【申請期限】 **令和4年8月1日（月）必着**

【申請方法】 申請書類をすべてご用意のうえ、市商工課へ持参してください。

4 申請書類

【申請書】 黒石市ホームページからダウンロード、又は黒石市産業会館1階に備え付け

【添付書類】 **以下①～⑥の全てを申請書に添付してください。**

- ① 対象期間及び基準期間の月ごとの事業収入が分かる帳簿等の写し
 - ② 申請者本人（法人の場合は、代表者）名義の振込先口座の通帳の表紙及び1、2ページ目（表紙を1枚めくった部分）の写し
 - ③ 申請者本人（法人の場合は、代表者）の身分証明書（表面及び裏面）の写し
 - ④ 現に営業していることを確認できる写真（店舗正面及び店内並びに看板等）
 - ⑤ 本店又は主たる事業所の所在地が市内にある法人又は個人事業者であることを証明する書類の写し（履歴事項証明書、確定申告書、開業届の写し等）
 - ⑥ 市税等に滞納がないことを証明する書類（市外に住所を有する個人事業者に限る。）
- ※ 申請内容によっては、上記以外の書類の提出を求める場合がありますので予めご了承ください。

5 提出先、問合せ先

〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1（黒石市産業会館3階）

黒石市 商工観光部 商工課 商工振興係 ☎0172-52-2111（内線641・642）